

## 功労会員選出に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、功労会員選出に関し、必要な事項を定める。

### (功労会員の要件)

第2条 功労会員となることのできる者は、次の各項に掲げる基準の全てに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者
  - (2) 監事、理事、評議員は、それらの役職を退任していること
- 2 功労会員となることのできる者は、次の各項に掲げるいずれかの基準を満たすものとする。
- (1) 本会の各種委員会委員長を経験し、かつ評議員を15年以上委嘱された者
  - (2) 支部長を経験し、かつ評議員を15年以上委嘱された者
  - (3) 支部学術集会会長を経験し、かつ評議員を15年以上委嘱された者
  - (4) 本会に対して特に貢献度が高いと理事会が判断した者

### (推薦手続)

第3条 功労会員の推薦手続きは、名誉会員の推薦手続きに準ずる。

### (称号の授与)

第4条 理事長は理事会の議を経て、社員総会に諮った後、功労会員の称号を授与する。

### (恩典)

第5条 功労会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 社員総会における称号の授与
- (2) 定款第2章第13条ならびに第4章第24条に規定する恩典
- (3) 年次学術集会参加費を無料とする

### (英文表示)

第6条 本会功労会員の英文表示は、Distinguished Service Member of the Japanese Society of Intensive Care Medicineとする。

### (改定)

第7条 この細則は理事会の議により改定することができる。

### (附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2006年5月16日から施行する。

この改定は、2012年2月27日から施行する。

この改定は、2013年2月28日から施行する。

この改定は、2020年10月29日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2023年10月6日から施行する。

この改定は、2024年12月20日から施行する。

この改定は、2026年2月18日から施行する。